

さいたま市中央区選挙管理委員会告示第57号

公職選挙法第48条の2第6項において読み替えて準用する同法第40条第1項ただし書の規定により、令和8年2月8日執行の第51回衆議院議員総選挙及び第27回最高裁判所裁判官国民審査における期日前投票所を開く（閉じる）時刻を次のとおり繰り下げる（繰り上げる）。

令和8年2月8日

さいたま市中央区選挙管理委員会委員長 霜田 雅弘

場所	期日前投票所を開く時間	期日前投票所を閉じる時間
西与野コミュニティホール	午前10時	午後6時
イオンモール与野	午前11時	午後7時

告示期間の期限 令和 8 年 2 月 8 日